

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約実績の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 令和2年度の概要

令和2年度については、環境配慮契約法及び、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2 令和2年度環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計業務、建物維持管理、並びに産業廃棄物処理に係る契約のうち、電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計業務、並びに建物維持管理に関して、環境配慮契約を行なった。